

国立大学法人山形大学監事監査規則第10条に基づく「監事監査結果報告」とは別に、本木監事及び米谷監事から「平成17年度監事監査結果報告書」として、(1)組織運営 (2)広報活動、広報戦略 (3)事務組織、事務改革 (4)教育、学生支援等 (5)社会連携(貢献) (6)国際交流 (7)附属学校園 (8)個人情報保護 (9)教養教育棟1号館内の研究室借用の解消 (10)リスクマネジメント等 (11)年度途中に行った「意見表明」及び「指摘」について幅広い視点から報告を受けましたので、お知らせします。

なお、監事からいただいた御意見等については真摯に受け止め、その改善に着手しておりますが、具体的取り組みについては、別途お知らせします。

平成18年7月4日

国立大学法人山形大学

学長 仙道 富士郎

平成17年度 監事監査結果報告書

平成18年6月

国立大学法人山形大学

監事 本木 正光

監事 米谷 齊

目 次

はじめに.....	1
I 主な監査活動.....	1
II 監事 所見.....	2
1 組織運営.....	2
(1) 学長のリーダーシップ.....	2
(2) 役員会、経営協議会、教育研究評議会等の運営状況.....	2
1) 役員会.....	2
2) 経営協議会.....	3
3) 教育研究評議会.....	4
4) 上記以外の会議.....	4
(3) 役員会の審議事項.....	4
2 広報活動、広報戦略.....	5
3 事務組織、事務改革.....	6
(1) 組織、人事管理.....	6
(2) 職員の改革意欲.....	6
(3) 所掌事務.....	7
4 教育、学生支援等.....	7
(1) 教職員の意識改革.....	8
(2) キャリア教育.....	8
(3) 入試対策.....	9
(4) 学生の声.....	9
(5) 退学理由の把握.....	10
(6) 授業料の免除手続き.....	10
(7) 学生寮の整備.....	10
5 社会連携(貢献).....	10
6 国際交流.....	11
(1) 山形大学国際交流事業基金.....	11
(2) 留学生受入施設.....	12
7 附属学校園.....	12
(1) 附属学校園と大学との連携.....	12
(2) 附属学校園の校長職.....	13
(3) 教育環境及び教員の処遇改善.....	13

8 個人情報保護	13
9 教養教育棟1号館内の研究室借用の解消	14
10 リスクマネジメント等	15
(1) 学生の事故発生時の対応	15
(2) 学生に対する処分基準.....	15
(3) 不祥事の再発防止	16
11 年度途中に行った「意見表明」及び「指摘」	16
(1) 「組織の再編成」に当たっての意見（平成17年12月21日）	16
(2) 国立大学法人山形大学規定の整備について（平成18年3月20日）	16

はじめに

平成17年度において、以下に掲げる監査活動を行った。
その結果については、別紙「監査報告書」のとおりであるが、私たちが監査活動とお
して感じたことを、監事所見として纏めたので報告します。

I 主な監査活動

1. 役員会及び全学委員会等への出席

役員会、役員懇談会、経営協議会、教育研究評議会を始め、基本構想委員会、教育
委員会、財務会計委員会、学生生活委員会、入学試験委員会、就職委員会、国際交流
委員会等の主な全学委員会に出席して、大学の意志決定過程を監査すると共に大学が
抱える課題及び取り組み状況の把握を行った。

2. 各学部監査

6学部を訪問して各学部長のヒアリングを実施した。平成17年度は、「各学部の現
状と課題」、「外部資金導入状況」、「社会連携の取り組み状況」、「学生支援状況」、「保
有個人情報の管理状況」を主なテーマとして監査を実施した。

3. 学務部各課監査

本学のいわゆる「入口」と「出口」及び学生支援の状況などをテーマとして、「学
務部長」並びに「教務課」、「学生サービス課」、「就職課」、「入試課」、「留学生課」に
対する監査を行った。

4. 役員監査

各理事に対する監査を実施し、「本学の現状認識」、「運営体制及び運営手法につい
ての考え」、「各理事の担当する業務」、「本学の将来像」等についてヒアリングを行っ
た。

5. 附属病院たな卸立会い

平成18年3月31日に医学部附属病院たな卸の立会いを行った。

6. 会計監査人及び内部監査室との連携

会計監査人の実査に立ち会うと共に、会計監査人から報告、説明を受け、財務諸表、
事業報告書及び決算報告書について検討を加えた。

また、内部監査室の年度計画を基に、監査事項の意見交換を行った。

7. 国立大学法人等監事協議会及び同支部活動

国立大学法人等監事協議会や国立大学法人等監事協議会東北支部会に出席して各
大学監事と意見交換を行った。また、国立大学法人等監事協議会が、「監事業務のあ
り方」を検討するために設置した「業務監査タスクフォースチーム」に、本木監事が
東北支部代表として選出され、東北支部7大学の監査実施状況の取り纏めを行う等、
「業務監査タスクフォースチーム」が、平成18年度に予定している「業務監査指針」
及び「業務監査マニュアル」の作成に向けての取り組みを行った。

Ⅱ 監事 所見

1 組織運営

(1) 学長のリーダーシップ

国立大学法人となった大学は、「運営」でなく「経営」の時代に入ったと言われ、学長には、強いリーダーシップが求められている。再任された仙道学長は、今後2年間の学長任期中に取り組む主な事項を「これから2年間の山形大学の行動指針」、いわゆる「仙道マニフェスト」として発表した。現在抱えている課題の解決や将来を見据えた取り組みなど14項目を、達成目標の年次と共に明らかにし、その実現に向けて精力的に取り組まれていることを評価したい。

更に、「仙道マニフェスト」を学内外に示すと共に、その進捗状況もホームページで明らかにするという取り組み、学長定例記者会見の実施、各種評価等における指摘事項及び対応状況をホームページで明らかにする等、「大学は社会との関係の中で発展していかなければならない、そのためには多くの人の理解を得、支援してもらう必要がある」との考えのもと、積極的に情報発信に努めている姿勢も大いに評価する。

他にも、ワーキンググループを積極的に活用しての課題解決に向けた迅速な対応、役員間の情報や意識の共有化を図るための役員懇談会の設置、学長特別補佐及び特任教授の任命等、種々の面でリーダーシップを発揮していることを評価すると共に、今後も引き続き、そうした取り組みを進めると共に、学長裁量定員や学長裁量経費の実質化などを行い、更なるリーダーシップが発揮されることを期待したい。

(2) 役員会、経営協議会、教育研究評議会等の運営状況

「平成16年度の監事監査まとめ」の中で、

- ・「役員会は大学の最高議決機関であり、もっと活発な議論がなされるべきである」
- ・「経営協議会は、開催回数や開催時間が限られているのに審議案件が多すぎて活発な議論が出来にくい状況にあるので会議の持ち方を検討すべきである」
- ・「教育研究評議会は、特定の案件以外では活発な議論がなく、形骸化している印象を受ける、各学部から3人も出席する必要があるのか」等の指摘を行った。

これらの指摘について、平成17年度における改善状況を監査した。

1) 役員会

役員会は、会議時間を延長しなければならないほど、活発な議論が行われており、加えて、役員間の情報や意識の共有化を図るための役員懇談会を毎月2回定例で開催していることも評価できる。

なお、役員ヒアリング時に、大半の理事から、「議題が多すぎて時間が足りない」、「議題が多すぎるので議題の精査が必要」という声が聞かれたが、現在、役員会に付議さ

れているものの中には、情報提供的なものも多々見受けられるので、現在は、「役員会議事」として一本になっている議題を、「審議事項」と「報告事項」に区分することによって効率的な時間の活用が可能と思われる。

2) 経営協議会

- ① 経営協議会については、昨年指摘した「開催回数や開催時間が限られている中、審議案件が多すぎて活発な議論が出来にくい」という状況は解消されていない。

大学人にとっては当たり前のことでも、これまで大学運営に関係のなかった者にとっては異次元の世界(?)と感じられることがしばしばある。外部委員が半数を占める経営協議会において、大学の経営に関する活発な議論が行われるために大学側は次のような様々な努力を行う必要がある。

一つは、審議議題の内容を理解して出席していただくために、各委員に会議資料を事前に送付するのは当然のこととして、審議のポイントを事前に理解していただく工夫を行うこと。

二つめとして、限られた時間内に活発な議論が行われるために審議事項を精査する。三つ目として、会議の進め方で、限られた審議時間の中で効率的な会議を進めるために、形式的な審議のみで済ませられる事項は、資料と共に議題の主旨と委員に求められている決定内容をあらかじめ送付しておき、会議の冒頭で一括して承認してもらう。この方法は、大幅な時間の短縮が図られ、アメリカでは一般的で、国内でも京都大学等で採用しているとのことである。

- ② 11月に開催された経営協議会で、一定の時間を確保して、附属病院の現状と課題が山下病院長から報告され、それに対する質問や議論が活発に行われたのは、経営協議会委員が山形大学を理解するという意味で大変有意義であったと評価する。

反対に、苦言を呈したいこととして予算審議がある。経営協議会は国立大学法人の「経営に関する重要事項」を審議するのが役割であるが、その中でも、大学予算は重要な審議案件である。

平成17年度の第4回経営協議会で、ある委員から、議題として付議されていなかった「現在、再開発が行われている附属病院整備関係予算はどうなっているのか」という質問が出た。

現在、本学には、予算と名の付くものは、「年度計画予算(中期計画に記載)」と「学内配分予算」がある。毎年度、「山形大学年度計画」を文部科学大臣に提出する際に経営協議会で審議することになっており、その年度計画の中に「年度計画予算」が最後の方の1ページに記載されているので審議されていないとはいえないが、これまでの経営協議会で、このことについての説明や議論は行われていない。

そういう意味では、経営協議会で実質審議されているのは、新年度開始前の経営協議会に付議される「学内配分予算」のみである。この「学内配分予算」には、将

来、大学運営に大きく影響してくる附属病院再開発等の施設整備費や競争的資金等は含まれていない。

国立大学法人の「経営に関する重要事項」を審議する経営協議会においては、「学内配分予算」という限られた予算だけではなく、大学全体の予算及び後年度に財政負担が発生する事項も含めて審議に付すべきである。

3) 教育研究評議会

教育研究評議会についても、昨年とほぼ同じような状況であるが、教育研究評議会を活発化させるために、各評議員が各学部代表ではなく全学の評議員であることを改めて自覚すると共に、各学部から3人ずつ選出されている現行の選出基準を改正するとか、現在は1人もいない女性評議員の枠を設けるなどの工夫が必要ではないか。

4) 上記以外の会議

大学には全学委員会を始め多くの会議があり、膨大な時間と労力が費やされている。会議における時間や労力、経費の無駄を省くために色々な取り組みが行われているが、各学部の教授会等においても、次のような取り組みが行われており、こうした取り組み例を参考にし、学内の全会議において、会議時間の短縮や会議の実質化、経費の節約等が図られるべきである。

- ① 終了時間の厳守を決定した。(民間では、「時間は有限の資源」という考えが徹底しており、大学の会議のように始まりの時間だけを明示して終わりの時間を示さない、等ということはほとんどない)
- ② 協議時間を十分確保するために、報告事項は事前に配布し、会議当日は報告についての説明を省略し、直ちに報告に対する質問・意見等に入ることにした。
- ③ 協議のための資料をPDFファイルで事前に送付し、会議当日は各人がパソコンを持参し、説明者はプロジェクターを用いて説明する等によりペーパーレス化を図った。

(3) 役員会の審議事項

役員会の審議事項については、「国立大学法人山形大学役員会規則第2条(以下「役員会規則」という。)に規定されており、第1項第1号から第4号までは審議事項が明示され、第5号は「その他役員会が定める重要事項」と規定されている。しかし、役員会では「その他重要事項」を具体的には定めていない。

現在、役員会では「役員会規則」第2条第1項第1号から第4号に該当しない事項も多く審議されており、それは「第5号に該当するもの」と推察されるが、第5号「その他重要事項」が定められていないことから、「役員会規則」第2条第1項第

1号から第4号に該当しない事項について、役員会に付議するか否かは担当課の判断に委ねられているのが現状である。その結果、役員会に付議されることなく、「全学に関係する規則の制定や改正」が行われる、という事態も生じている。

大学の最高規範とも言うべき規則が役員会に付議されることなく制定され、あるいは改正されるという事態を防ぐために、早急に役員会規則第2条の整備を図るべきである。

整備方法としては、第5号の「その他役員会で定める重要事項」を整備するということも考えられるが、大学の最高規範ともいうべき規則の制定や改正は、役員会の審議事項として「国立大学法人山形大学役員会規則」に明記すべきであろう。

現在、役員会の審議事項として明示されているのは、「役員会規則」第2条第1項第1号から第4号に掲げられている事項のみであるが、「規則の制定」と同様に、役員会で当然審議すべきと思われる事項について、この機会に精査して役員会規則に明記すべきであろう。

2 広報活動、広報戦略

法人化による大学の変化の一つに、各大学が、「国民の理解と支持を得るために、積極的な広報活動を行っている」ことが挙げられているが、本学においても、インフォメーションセンターの設置やホームページの充実、積極的なプレスリリース、学長による定例記者会見の実施などに取り組んでいることは評価したい。

本学の理念の1つである「社会との連携重視」を進めるためにも、本学のモットーである「地域に根ざし、世界を目指す」ためにも、更なる広報の充実が図られるべきであるが、本学の広報活動の現状を見ると、

- ① 企業アンケートなどを見ても、本学や各学部の特長が余り知られていない。教育内容の充実や就職状況の改善等を進めるのは当然のこととして、山形大学の特長や魅力を外部に知らせるインパクトのある表現を考え、それを学外にアピールすることが必要である。
- ② 学部のホームページにアドミッションポリシーが不掲載若しくは見つけにくいところに掲載されている学部がある。
- ③ 学内のいろんな部署でバラバラに広報が行われており、統一性、経費の効率化の面からも改善すべきである。
- ④ ホームページ等、大学の公式サイトが一広報媒体ではなく大学の「顔」と認識されるようになってきており、公式サイトにはタイム・ラグのない情報が求められているが、まだ、一部のホームページに更新されていない古いデータが見受けられる。

等の課題が散見されるので、まずは、本学の広報実態の把握をきっちりを行い、実態を踏まえた広報戦略を策定し、全学を挙げて効果的な広報活動が展開されることを期待したい。

また、現在の広報は、広報担当部署が一方的に情報発信や宣伝を行うのではなく、大学の運営や戦略と密接に関わっていく必要があると言われている。その意味からも、広報担当の学長特別補佐が任命され、役員会や役員懇談会に出席し、大学の運営や戦略と密接に関わっているのは時宜を得たものと評価したい。

3 事務組織、事務改革

(1) 組織、人事管理

法人化に伴い、大学職員には従来にも増して大きな役割が期待されているが、従来はなかった新たな業務が増える一方で、逆に職員数は年々減少するという現実がある。

こうした現状を受けて、本学では、「現行業務の見直し・新規業務検討」をはじめとして、重点分野の強化を図る共に、柔軟な組織を目指した「事務機構改革」、職員の専門性を高めるための「ジョブローテーション制度」、計画的な人材育成、職員自らが主体的な能力開発を進めるための「キャリアアップ制度」や「適切な評価制度」などの検討が、矢継ぎ早に行われたことを評価したい。

しかし、昨年9月に纏められた「現行業務の見直し・新規業務検討」については、見直し対象として多くの項目が報告されているが、見直し対象とされたものの実施結果や検討状況は報告されていない。

先に述べたように、本学では色々な検討がなされているが、検討することと共に、検討したことについての実施や実施後のフォローアップが重要である。

「現行業務の見直し・新規業務検討」についてのその後は見えないが、大学改革のために、是非、今後も色々なことを企画し、トライすると共に、それを検証し、更に行動するというPDCAの取り組みが積極的に行われることを期待したい。

(2) 職員の改革意欲

上記(1)で、事務改革の色々な取り組みについて触れたが、こうした改革の仕組み作りと共に大事なのが「職員の改革意欲」である。国立大学時代の職員の評価は、「処理能力は高いが指示待ちで、創り出すことや企画することは弱い」と一般的に言われてきた。

これからは、職員が専門性を身につけ積極的に企画や提案を行い、教員と職員が真の車の両輪となって大学を背負っていかなければならない。「ジョブローテーション制度」や「キャリアアップ制度」もそうしたことを狙いとしたものであろう。

事務職員が学長に提出した「私の考えた山形大学の改革」を拝見させてもらったが、多くの事務職員から素晴らしい提案があり、「山形大学を愛する人々の手で更なる発展」を目指す学長にとって頼もしい限りであろう。職員の改革意欲を更に向上させるために、是非、多くの提案が実行に移されることを期待したい。

(3) 所掌事務

大学の事務組織の対応で驚いたことの一つに、担当課が大学全体の状況を把握していないケースに何回か出会ったことである。学長が本学の状況を知ろうとしても、担当課では把握しておらず、各学部等に照会しなければならないのが現状である。

学務部各課を対象に、平成17年度の監事監査を実施したが、本学の「教務」の総括の立場にある教務課に対して本学の教務に関するいくつかの質問をしたが、教務に関する教務課の所掌事務は、「教養教育に関すること」及び「小白川3学部の教務に関すること」という意識が強く、山形大学全体の教務を担当する意識が弱い、若しくは無いという印象であった。

同様に、学生サービス課においても、所掌事務についての事務職員の認識は、「小白川キャンパス内の学生に対するサービス及び山形市内の課外施設管理の担当」という印象であった。

事務組織規則で規定されているように、本学の教務の総括並びに全学の課外活動、厚生事業等を担当しているという意識で、現状や課題の把握及び課題への対応を行うべきである。

それとケースは少し違うが、効率化係数等により運営費交付金が年々減少する中で、外部資金の獲得は本学の重要課題の一つである。「仙道マニフェスト」においても、「外部資金の獲得は、今後の山形大学の基本的な、そして必須の要件である」と述べており、外部資金獲得増額計画の一つとして特任教授の採用等も行われたところである。

しかしながら、対策を考える場合、現状の正確な把握は欠くことが出来ないが、外部資金を担当する課が複数になっている結果、外部資金の大学全体の状況を把握できる体制になっていないのが現状である。

先日の会議においても、ある学部長から「総ての外部資金について、学部毎の状況が知りたい」という発言があったが、外部資金獲得増額を目指すためには、申請状況や申請に対する採択率、助成金獲得額などを総合的に把握する体制を早急に作り、現状を正しく把握し、それに基づいた分析を行い、有効な対策を講ずることが必要であろう。

4 教育、学生支援等

少子化の進行や大学財政基盤の大宗をなす運営費交付金の削減など、大学を取り巻く環境が年々厳しくなる中で、本学が勝ち抜いていくためには、如何にしてステークホルダー、とりわけ「学生」に支持されるかであろう。

本学で開催された講演会においても、各講師から「“学生のため”が最優先!」、「学生が来ない大学はつぶれることを教職員が意識しているか否か!」、「大学優位から学生優位時代におけるマーケティングの重要性」、「“教育”に力を入れないで入試改革をしてもダメ」などの「学生中心の大学」の重要性が強調されたが、厳しい環境の中

で、本学が勝ち抜いていくためには、「学生中心の大学づくり」を徹底することであろう。

(1) 教職員の意識改革

「学生中心の大学」を根本理念に大学改革を進めていくためには、教職員の意識改革が何よりも重要である。「危機感」のないところに「改善を図ろう」とか「改革をしよう」という気運は起きてこないと言われているが、現在は、もう十分に危機感を持たなければならない状況になっており、そのことをどの程度の教職員が認識し、行動しているかである。

なかんずく、学生と接している時間が最も長い教員の意識が変わらなければ「学生中心の大学」などは絵空事に終わるであろう。教員の意識の変化はいろんなところで見受けられるものの、まだまだ十分とは言い難い。

大学改革を進めるための基礎的事項や政策的課題を学ぶことを狙いとして開催している、YU大学経営10回連続セミナーへの教員の参加者がほとんどゼロに近い状況を見ると寂しい限りである。

また、本学では、教職員に対するお知らせや最新情報の提供を、ホームページ上の「学内のページ」で行っているが、そうした情報を見ていない教員も少なくないと聞く。全教職員が組織の構成員であるという意識を強く持つと共に、パソコンを開き学内情報をチェックすることは、本学教職員全員の務めと考え実行すべきであろう。

(2) キャリア教育

大学の人気は偏差値の高さだけではなく、一般企業等への就職率又は有名企業への就職率、あるいはキャリア教育の充実度によって決まる時代に入った、いわば、「入口競争」から「出口競争」になった、と言われている。

こうした受験生の志望動向や離職のいわゆる753現象、フリーターやニートの増加といった社会現象もあつてか、最近、キャリア教育をカリキュラムに取り入れたり、キャリアセンターを設置する大学が増加している。

本学においても、平成18年度に1年次学生を対象として、キャリア教育を教養教育の中で選択科目として試行することになっており、工学部においては、17年度にキャリアサービスセンターを設置すると共に専任の教員も採用し、18年度は2年次学生を対象に選択科目としてキャリア教育を行う計画になっている。

18年度のキャリア教育の試行については、就職委員会が中心になって検討を行ってきたが、山形大学としてのキャリア教育を構築するためには、就職委員会のみならず教育委員会も積極的に参画しなければならないことは言うまでもない。先行している工学部も含め全学を挙げて議論を重ね、「山形大学のキャリア教育」のコンセプトをしっかりと固め、充実したキャリア教育が行われることを期待する。

(3) 入試対策

18才人口の減少や大学全入時代の到来を1年後に控えて、入試対策にはこれまで以上に力を入れる必要がある。

受験生対策については、「オープンキャンパス」や「大学進学相談会」、「高等学校訪問」、「入試懇談会」等に積極的に取り組んでおり、入試関係印刷物やホームページの「受験生の皆様へ」も含めて、受験生に対する広報は、高校の進学担当者から高い評価を得ている。

しかしながら、今春の大学志願動向は、「難関大学に対する人気が高く、旧帝大を始めとする難関国立大と東京や近畿の難関私立大に受験生が集まり、地方の国公立大は厳しい結果となった」という分析結果も出ており、こうした分析結果を裏付けるように、本学の学部志願倍率は国立大学平均の減少率を大きく上回る落ち込みを示した。

今般「入試対策チーム」が発足したので、志願者や入学者の分析をはじめ、各種入試関係データの調査、分析を行い、今後に向けた抜本的な対策が打ち出されることを期待する。

(4) 学生の声

「学生中心の大学づくり」は、運営する側の姿勢だけでなく、その取り組みが学生にも評価され、「山形大学に入学して良かった」と、学生が誇りを持って言える大学にすることが肝要である。

そのためには、「学生の思い」を知ることが何よりも重要である。

現在は、「学生生活実態調査」や「学生による授業評価」等で学生の声を把握しており、「学生生活実態調査」については、指摘事項や課題に対する改善策の取り組み状況を学内外にホームページで公表している。また、新たに投書箱「学生の声」の設置や医学部、工学部で実施されている「学生が選ぶベストティチャー賞」など色々な取り組みが行われているが、もっと学生と大学側とが生の声を交わす機会を持つことが必要なのではないだろうか。

ある大学の学長はこんなことを言っている。「一度に沢山の学生と会えないので、一回に10人程度なのだが、直接会って話すと非常によく本学の教育の問題点がわかります。何でも言ってくれます。学生に対する調査などもやっているが、一つのやり方だけでなく、いろんな方法で情報を集めないと正確な部分や本音はわからない」

仙道学長も学生との対話には意欲的であると聞いており、対話相手となる学生組織がない現状で難しいことは承知しているが、真の「学生中心の大学」を、学生と大学が一緒になって作っていくために、「授業や学生生活に関する学生と学長の懇談会」や「学生が大学運営にコミットメントできるシステムづくり」に前向きに取り組まれることを期待する。

(5) 退学理由の把握

本学の退学者のH15年とH16年の状況を見ると、学部生が135人から164人へ、大学院生が、29人から51人へと大きく増加しているのは残念なことである。

退学の理由は種々あるだろうが、「学生を確実に卒業させる」という大学の責務からも、「215人の退学は1億円を超す授業料の減収にもなる」ことから、大学の努力で退学者を減らすことが出来るのであれば、その努力は当然行うべきである。

そのためにも、現在は把握していない退学理由の把握を行い、今後の対策に活かすべきであろう。

(6) 授業料の免除手続き

授業料免除について、現在、前期と後期の2回に分けて申請・決定を行っているが、次のような考えから、1回にすることを検討してはどうか。

- ① 授業料免除の「家計」の判定は、前年（1月から12月）の総所得金額が基準となるが、前年の総所得金額は前期も後期も同一額である。
- ② H16年とH17年の後期授業料免除者は、それぞれ528人、530人いるが、前期も免除申請をしたが該当せず、その後の家計状況の変化で後期に免除に該当するようになったのは、それぞれ7人、13人に過ぎない。
- ③ 2回を1回にすることにより、証明書等の取得を含めた学生の申請手続きが軽減されると共に、授業料免除事務担当者の業務も大幅に軽減される。

(7) 学生寮の整備

老朽化が著しい工学部の白楊寮と農学部の啓明寮の整備については昨年も言及した。昨年までは「国立大学等の授業料その他費用に関する省令」が、大きな障害となっていたが、「費用に関する省令」が改正され、各国立大学法人が自主的判断で寄宿料を設定できることとなり、「PFIによる整備」や「民間資金借入による整備」などの道が開けたのは大きな前進である。

整備手法や旧学生寮とのバランス等、課題は少なくないと思うが、新たに設置されたプロジェクトチームの前向きな検討を期待したい。

5 社会連携(貢献)

- ① 社会との連携重視は、本学の理念の一つに掲げられており、全学挙げて積極的な取り組みが行われている。先日発表になった「全国大学地域貢献度ランキング」でも第7位という輝かしい成績を収めたところであり、大いに評価できるものである。

本学の顔ともなりつつある「エリアキャンパスもがみ」をはじめ、「やまがた天文台」、「トワイライト講座」、「地元自治体との包括連携」、「各種公開講座」等、枚挙にいとま

がないほどであるが、担当しているところが、社会連携課をはじめとして、各学部、高等教育研究企画センター、地域共同研究センター、VBL等、色々などで行われている結果、大学としての明確な方針が見えず、加えて、大学全体としての成果や実績をアピールしにくいという状況になっている。また、体制についても、社会連携（貢献）の取り組みが年々活発になっているのに応じて強化されているかと言えば決してそうはなっていない。

色々なところが競い合いながら取り組む現在の形が良いのか、「機構」のような組織にして体制を強化すると共に、大学としての統一した方針で更に積極的に取り組む方が良いのか早急に検討することが待たれる。

- ② 社会連携を進めるためには、本学が有する人材やその研究テーマ等を知ってもらう、ということは欠くことができないが、本学のホームページに「研究案内」というコンテンツがあり、その中の「教員紹介」に「山形大学の教員（研究者）と、その研究業績のデータベースのページです。ここをクリックすると山形大学研究者情報のページがご覧になれます。」となっているが、各教員のところをクリックしても、教員の所属と名前しか記載されていないのがほとんどである。

以前「学内ページ」に記載されていた山形大学研究者情報（教員紹介）」には、多くの研究実績等が記載されていたので研究実績がないということでないことは明らかである。社会連携の推進は本学の重要な方針であり、研究者情報はそれを進めるための最も基本となるデータである。新システムの完成に時間を要するのであれば、その間は以前の情報を提供する、といったことも考えられるのではないか。

いずれにしても、ホームページで「山形大学の教員（研究者）と、その研究業績のデータベースのページです。ここをクリックすると山形大学研究者情報のページがご覧になれます。」と謳っておいて、データがほとんどないという状態は早急に改めるべきである。

6 国際交流

国際交流の推進のため、大学間交流の締結や学生の相互交流に向けたプログラム作り等に精力的に取り組まれておられることは評価するものであるが、様々な交流事業を進めるための財源の確保並びに留学生受入施設等に課題が見受けられる。

(1) 山形大学国際交流事業基金

国際交流を推進するために、平成16年12月に「山形大学国際交流基金」を立ち上げ、本学の教職員はもとより、卒業生や趣旨に賛同する県内外の個人及び法人企業等から広く募ることにしている。

しかし、募金の実績を見ると、目標額に対して、初年度は4割弱で、17年度も約3割という状況で、本学教職員からの募金が期待したように集まっていないと聞く。

卒業生や県内外の方に募金を呼びかけるにしても、学内の実績があつて初めて説得力を持つものである。

学内からの募金が集まらない理由として、ある学部で、記念事業のための募金が同時に進行しているという特殊な事情はあるものの、そうした事情よりも、国際交流を進めるための基金づくりが各学部でも行われており、その基金と全学の国際交流事業基金との違いがわからないという声を多く聞く。

そうした疑問を解消するためにも、早急に全学で議論を行い、学内の教職員の理解を得ることが急がれるであろう。考えを明確にし、学内の教職員の賛同を得て、学内の募金実績を積み上げ、しかる後に、県内外に対して広く寄付を募るのが筋であろう。

(2) 留学生受入施設

国際交流の進展により今後留学生の増加が予想され、その受け入れ態勢の整備は重要な課題である。ある学部では、夏期交換留学生の受入施設で毎年頭を痛めているとも聞き、2007年にはSUNYとの交換留学生の受入が予定されているほか、一般留学生の増加も考慮する必要があり、山形と米沢にある国際交流会館だけではとても受入施設としては十分といえる状況にはない。

「国際交流会館の家族室の活用」や「教職員宿舎の活用」などの検討を進めているようであるが、受入施設の確保は国際交流を進めるうえで大変重要な課題であることから、従来の取り扱いにとらわれない柔軟な発想による有効な検討結果が出ることを期待したい。

7 附属学校園

(1) 附属学校園と大学との連携

附属学校の役割については、昭和26年3月31日の文部事務次官通達で、「附属学校の機能は大学・学部の教育計画に従い、①教育の理論及び実際に関する研究並びにその実証を行うこと。②学生の教育実習を行うこと」、また、国立大学設置法施行規則第27条（昭和39年4月1日改正）で「附属学校は、その附属する国立大学又は学部における児童、生徒又は幼児の教育又は保育に関する研究に協力し、及び当該国立大学又は学部の計画に従い学生の教育実習の実施にあたるものとする」と規定されている。

附属学校園は、平成17年度から学部附属から大学附属になった。その結果、大学のトップに情報が伝わるのが早くなったと聞く反面、地域教育文化学部との関係が以前より希薄になったとも聞く。

大学附属になったとはいえ、附属学校と最も密接な関係を持つ学部は教育の名を冠する地域教育文化学部であろう。

附属学校の機能に、「研究を行う」「研究に協力する」ということがあるが、附属学

校園が「研究に協力する」のであれば、研究の主体は大学で、大学が理論やアイデアを積極的に提案し、附属学校が実践し、理論について検証していくべきものだが、最近では学部から附属学校園に対する働きかけが弱くなってきており、また、附属学校研究推進委員会の21の共同部会への大学側からの参加者も年々減少気味ということである。

大学が附属学校を持つ理由を改めて認識すると共に、両者の緊密な連携が図られ、本県教育の向上が推進されることを期待する。

(2) 附属学校園の校長職

現在、附属学校園の学校長及び園長は、総て地域教育文化学部の教授が兼務で就任している。しかし、実際の学校園の運営は副校長や副園長以下に委ねられており、学部教授が学校長や園長を兼務する必然性は薄いと考えられるので、兼務を解いて、大学の教育や研究に専念してもらいたいと考える。

学部教授が校長や園長でなくなった場合に懸念されるのは、従来通り緊密に大学や学部との連携、あるいは連絡調整が図られるか否かであるが、「仙道マニフェスト」にも「附属学校園の充実と発展」が謳われており、その懸念は不必要であろう。

ただし、附属幼稚園の場合、教員数が少なく（園長、副園長、教諭5、養護教諭1）園長の役割が大きいために、兼務の園長をなくした場合に、現副園長の実務面での負担増が考えられることから、その対応も併せて考える必要がある。

(3) 教育環境及び教員の処遇改善

附属学校園の役割の一つに、教育に関する研究を行い、その成果を地域に普及することが挙げられている。

県内の小学校と中学校1年生では少人数学級が実施されているのに、教育に関する最先端の研究及び実践を行う附属学校が未だに40人学級というのは如何なものか。

また、附属学校園に勤務する教員の職務の特殊性を考慮すれば、県内小・中学校教員よりも給与面などは上回っていて当然と思われるが現実には逆になっていると聞く。優秀な教員が意欲を持って取り組むためには、早急に処遇の改善が図られるべきである。

8 個人情報保護

個人情報の保護については、本学においても「国立大学法人山形大学個人情報保護規則」及び「国立大学法人山形大学保有個人情報管理要項（以下「管理要項」という。）」を制定し、平成17年4月1日から実施している。

各地で個人情報の流出が相次ぎ、新聞等を賑わしていることから、本学の個人情報を取り扱う部局を対象に、「規定の遵守状況」や「個人情報保護システム」等について調査

を行った結果、次のような状況であった。

- ① 管理要項第5条で、「保有個人情報を取り扱う部局に、当該部局の保護管理者が指定する保護担当者を1人又は複数人置く」ことになっているが、配置されていない部局が複数見られた。
- ② 管理要項第15条で、「安全確保の上で問題となる事案が発生した場合の対応」が規定されているが、こうした事態を想定した「対応マニュアル」などを作っておくべきと考えるが、どの部局にもそうしたものは無かった。これについては、各部局が個々に作成するというよりも、担当部署が全学の対応マニュアルを作成すべきであろう。
- ③ 管理要項第16条第2項で、「保護管理者は、(略)保管方法等について、定期的に又は随時に点検を行い、(略)」と規定されているが、大半の部局で実施されていない。
- ④ 管理要項第8条第1項及び第2項で、「従事する職員に対して、必要な職員研修を行う」ことになっているが、ほとんどの部局で実施されていない。
規則を作ることが重要なのではなく、個人情報保護される仕組みを整備し且つ、それが機能すること及び問題となる事案が発生した場合の対応等が重要なことである。

幸いにして、平成17年度は、安全確保の上で問題となる事案の発生は無かったが、先に掲げた事項等が早急に改善されると共に、万全な個人情報保護システムの構築に向けての努力が必要である。

9 教養教育棟1号館内の研究室借用の解消

農学部の2教授が、教養教育棟1号館内の研究室3室及び資料室1室を使用しているという状況が続いている。

こうした状況になっている経過は、平成7年から平成8年度に亘る教養部改組の際に、教養部に属していた教員は関係学部へ配置換になったが、農学部に配置換になった4人の教員の研究室について、農学部では直ちに確保ができなかったため、暫定措置として教養教育棟内の部屋を研究室及び資料室として借りて使用することになったと聞く。

この「研究室の借用」に関して、平成11年2月10日開催の教養教育委員会において、次のような決定がなされている。

- ① 暫定措置として、委員長が農学部長に平成11年2月1日から平成11年3月31日まで使用させる。
- ② 使用に当たっては、委員長と農学部長の間で「借用願」を取り交わす。
- ③ なお、平成11年4月1日以降の使用が生じた場合は、予算部会、教養教育委員会の了承を得ると共に、改めて委員長と農学部長との間で「借用願」を取り交わした上で使用させる

- ④ また、平成 11 年 4 月 1 日以降の研究室等の使用期間は 6 ヶ月とし、その使用期間を「借用願」に明記する

以上のような決定がなされた後、6 ヶ月間の借用願、それに対する承認を繰り返し現在に至っているが、この間、4 人の教員の内、1 人は平成 14 年 3 月に退職し、もう 1 人は農学部のキャンパス整備が終了し、農学部の中に研究室が確保されたので平成 16 年度に鶴岡に移動した。

農学部の研究棟の整備は平成 15 年度に全て完了し、2 人の教員の研究室が確保されているにもかかわらず、2 教員は鶴岡に移らず小白川キャンパスの研究室等を使用し続けている。

以上が、これまでの経過及び現状であるが、この経過を見てもわかるように、農学部教員が教養教育棟 1 号館内の部屋を研究室等として使用しているのは、農学部内に研究室を確保できなかったための暫定的な措置であり、暫定的な措置が必要な状況が解消された後においても、なお、そうした状況を継続しているのは不正常であり、早急に解消すべきである。

10 リスクマネジメント等

(1) 学生の事故発生時の対応

学生に係る事故が発生した場合の対応については、各学部で適正に対応していることと推測するが、そうしたことが発生した場合の手続きを定めた本学の規定としては、「山形大学事故処理内規」があるが、この規定は、学生に事故があった場合の対応を定めたものというよりはむしろ、①大学構内に限定して ②警察官による処理が必要な事故の発生及び警察官の立入りの際の措置を定めたものである。

最近、学外における本学学生の事故の発生が目立っているが、こうした場合の取扱いを定めた規定等はなく、「学生生活ハンドブック」に、学生に事故が発生した場合には学生担当係へ届け出るように記載されているだけなので、学外で事故が発生した場合における学長への報告等の、その後の対応は各学部の判断に委ねられており、その結果、学長や学生担当理事は新聞報道で初めてそうした事故を知る、ということも起こりかねない状況になっている。

「山形大学事故処理内規」は、学内における警察官立入りや立入りに相当する事故の発生を想定した規定であるが、むしろ今、最も優先して考えるべきは「学生」のことであり、それは学内であるか学外であるかを問わないものである。大学のトップが、大事な学生の事故を知らなかった、などということがないように、学生に事故が発生した場合の対応規定を早急に設けるべきであろう。

(2) 学生に対する処分基準

本学学則第 9 2 条第 1 項には「本学の定める規則に違反し、又は学生が本分に反す

る行為があったときは、当該学部の教授会に議を経て、学長が懲戒する」ことになっており、同条第2項では「懲戒は、戒告、停学及び退学とする」となっているが、試験における不正行為の場合以外は懲戒処分の基準が規定されておらず、量定は当該学生所属教授会の判断に委ねられているのが実態である。

その結果、アルバイト先で同程度の不祥事を起こした2人の学生について、ある学部は「戒告」処分、別の学部は「嚴重注意」という処分を行ったために、戒告を受けた学生は、授業料の免除取り消しとなり、嚴重注意の学生は引き続き授業料が免除になるというアンバランスが生じている。

こうしたことを避けるためにも、「試験における不正行為の取扱いに関する指針」のような、全学の統一した基準が定められるべきであろう。

(3) 不祥事の再発防止

平成16年度は女子学生へのセクシュアルハラスメントが明らかになり、本学への信頼を大きく失墜させたことは記憶に新しいが、平成17年度においても「後援会費の私的流用」や「飲酒運転による交通事故」という社会の指弾を受ける不祥事が発生した。しかも、飲酒運転による交通事故の飲酒については、休暇届を提出していたとはいえ、就業時間中に、しかも職場内での行為である。上司、同僚、部下の誰も気がつかなかった、などということがあるのだろうか、職場規律の徹底が求められる。

11 年度途中に行った「意見表明」及び「指摘」

平成17年度監査報告書を提出する前に、「指摘」などを行う必要があると判断して、次の事項については年度の途中に、学長に対し文書で「意見表明」及び「指摘」を行った。

(1) 「組織の再編成」に当たっての意見（平成17年12月21日）

本学では、国立大学法人になって初の、しかも本格的な事務組織再編成が進められていたが、役員会において「組織再編成方針」などの議論が行われないままにワーキンググループでの検討が進められていたので、「役員会において、今後充実を図る分野などについて十分議論を行い、大学の方針を明確にして取り組まれるよう」意見表明を行った。

(2) 国立大学法人山形大学規定の整備について（平成18年3月20日）

「山形大学学部長選考規則」「山形大学事務組織規則」及び「山形大学事務分掌規則」に不備が発見されたので、早急に整備を図るように指摘を行った。

以上